

小樽市地域住民グループ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 地域住民等による自主グループが行う介護予防に資する事業に対する助成金の交付については、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号のいずれにも該当し、かつ次条に規定する事業を実施している者（以下「地域住民グループ」という。）を交付の対象とする。

- (1) 市内に居住する者が中心となって構成されていること。
- (2) 構成員（運営スタッフを除く。）が10人以上であること。
- (3) 活動に継続性があること。
- (4) 営利を目的としない団体であること。
- (5) 特定の政党、宗教団体に属していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、おおむね65歳以上の地域住民を対象とした次に掲げる事業（他の助成制度による助成を受けて行うものを除く。）とする。

- (1) ふれあいサロン事業（介護予防のための生きがい事業）
- (2) 市が養成した介護予防サポーターが実施する地域版介護予防教室
- (3) ミニデイサービス事業
- (4) 前3号に類する事業

2 前項に規定する助成の対象となる事業は、おおむね1か月に1回、年12回以上開催し、1年間継続して実施しなければならない。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次条において（「助成対象経費」という）別表のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の100分の50の額とし、ただしその額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨て、7万円を上限として、各年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(助成の期間及び回数)

第6条 助成は、市の会計年度ごとに行うものとする。

2 第3条2号に規定する以外の事業は、助成の回数を3回までとする。

(助成金の交付手続)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、助成金の交付を決定したときは、助成金交付指令書（様式第2号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の交付の決定を取り消し、又は既に交付された助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する地域住民グループの定義に該当しなくなったとき。
- (2) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき。
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域住民グループとして適当でないと認めるとき。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、事業終了後1か月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 年間事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の確定及び返還)

第10条 市長は、前条に規定する報告があったときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、速やかに助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうか確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、小樽市地域住

民グループ支援事業助成金交付額確定通知書（様式第3号）又は小樽市地域住民グループ支援事業助成金交付額確定及び返納通知書（様式第4号）により当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する確定額が、既に交付した助成額に満たないときは、助成事業者に対し、その差額分について期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により助成金の返還を命じられた助成事業者は、定められた期限内に助成金を返還しなければならない。

（助成金の請求）

第11条 助成金の請求は、助成対象事業に着手した後に、助成金を受領しようとする日の2週間前までに、概算払で交付を受ける旨を記載した請求書を市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、当該助成金の支払日及び概算払で支払う旨を通知するものとする。

（関係書類の整理）

第12条 助成事業者は、当該事業に係る収支を明らかにした帳簿とその他関係書類を整理し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（令和3年度の特例）

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、令和3年度に限り、助成の対象となる事業については、やむを得ない事情による中止又は延期を行った場合、おおむね1か月に1回、年12回以上開催できない場合でも、1年間継続して実施したものとみなす。
- 3 第5条の規定にかかわらず、令和3年度に限り、助成対象経費が7万円未満の場合には、助成対象経費から、会費、繰越金、その他収入を差し引いた金額を交付する。ただしその額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てないものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱を適用し、事業に参加しているものに対する事業の実施の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に申請のあった助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

科 目	助成対象経費
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼等 ・運営スタッフの謝礼
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の消耗品、原材料費、教材費、事務用品 ・食材料費については運営スタッフが調理して食材料費を提供する場合の賄材料費とし、利用者1人につき1回300円まで
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・運営スタッフのボランティア保険 ・通信運搬費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する備品
使用料及び 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、施設使用料（施設の光熱水費を含む）

上記に定める以外の経費は、助成対象外経費とする。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 小樽市長

申請者 住 所

名 称

代表者

印

助 成 金 交 付 申 請 書

小樽市地域住民グループ支援事業実施要綱の規定による助成金の交付を受けたいので同要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

なお、申請に当たり、小樽市補助金等交付規則第 25 条に規定する「暴力団等」に該当しない者であること及び「暴力団等」を補助事業に関与させないことを誓約します。また同条に規定する暴力団等の排除に関する事項を確認し、同意します。

添付書類

- (1) 事業概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号

指令第 号
年 月 日

様

小樽市長

助成金交付指令書

年 月 日付けで申請のあった小樽市地域住民グループ支援事業の助成金については、金 円を交付します。

ただし、下記の事項に留意願います。

記

- 1 この助成金は、小樽市地域住民グループ支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する目的以外に使用しないこと。
- 2 事業終了後 1 か月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに実績報告書及び収支決算書を提出すること。
- 3 要綱第 8 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- 4 助成金の請求に際しては、本指令書の写しを添付すること。

様式第3号

指令第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市地域住民グループ支援事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定した小樽市地域
住民グループ支援事業の助成金については、次のとおり確定したので通知しま
す。

記

- 1 事業名 小樽市地域住民グループ支援事業
- 2 交付確定額 円

様式第4号

指令第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市地域住民グループ支援事業助成金交付額確定及び返納通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定した小樽市地域住民グループ支援事業の助成金については、次のとおり確定したので通知します。

なお、これに伴い確定額を超過して交付した助成金 金 円の返還を命じます。

記

- 1 事業名 小樽市地域住民グループ支援事業
- 2 交付確定額 円
- 3 返還額 円
- 4 返還方法 納付書により 年 月 日までに返還してください。

年度 事業概要書

団 体 名		
事	実施予定日	(毎週 ・ 毎月第 週) 曜日 時 分 ~ 時 分
	着手及び完了 予定年月日及び 予 定 回 数	着手 年 月 日 完了 年 月 日 計 回
業	次年度以降の 事業の継続	・ 継続する ・ 継続しない
概 要	実施予定事業	① ふれあいサロン事業 ・ 会館等をふれあい、交流の場として提供 ② 市が養成した介護予防サポーター が実施する地域版介護予防教室 ③ ミニデイサービス事業等 ・ 会館等で機能訓練、講座等を実施 ④ その他事業 ()

別紙 2

事業計画書

年度

月	事業計画	会場
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計	回	

年度 収支予算書

◎ 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
会 費		
市補助金		
合 計		

◎ 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
報償費		
需用費		
役務費		
備品購入費		
使用料及び 賃借料		
その他		
合 計		

年度事業報告書

団 体 名		
事	参 加 人 数	実 人 (延べ 人)
	実 施 日	(毎週 ・ 毎月第 週) 曜日 時 分 ～ 時 分
業	着手完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
	及び実施回数	計 回
報 告	実 施 事 業	<p>① ふれあいサロン事業</p> <p>② 市が養成した介護予防サポーターが 実施する地域版介護予防教室</p> <p>③ ミニデイサービス事業</p> <p>④ その他事業</p>

別紙 6

年間事業実績書

団体名 ()

月	事業内容	参加人数
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
計	実施回数 回	

年度 収支決算書

◎ 収入の部

(単位：円)

科 目	決算額	説 明
会 費		
市補助金		
合 計		

◎ 支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額		説 明
	総 額	うち助成対象額	
報償費			
需用費			
役務費			
備品購入費			
使用料及び 賃借料			
その他			
合 計			